

令和3年度まちなかにぎわい創出事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い売上等が減少した商店街等が実施する商店街等の魅力発掘と集客性向上等による活性化事業に対し、予算の範囲内において当該事業に要する経費の一部を補助することにより、地域商業の活性化を促進します。



対象者

市内に本拠地を置く次のいずれかに該当する事業者

- ①商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、まちづくり会社等
- ②商業者等を含む5名以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するもの。

※新規事業やブラッシュアップして行う事業に限ります。
ただし、ブラッシュアップして行う事業については、事前にご相談ください。

補助対象事業

市内で主催する地域経済活性化を目的として開催するイベント等で商業の振興に資する事業

- ①イベント等の開催により商店街等の賑わい創出が図られている事業
- ②商店街等との連携により、商業の振興が図られている事業
- ③広く異業種間の連携が図られ、地域経済の活性化が図られている事業 など

※一日で終了する事業（イベント）は除きます。また、他の補助金との併用はできません。

※事業を実施する際は、業種別ガイドライン等の趣旨・内容を遵守し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

- 申請は1回限りとし、2者以上の複数の事業者で連携し、事業を実施する場合も1回の申請とします。

補助対象経費・補助率・補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助下限額
報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費、修繕費、改装費、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が必要であると認めたもの。	9/10 以内	100万円 ※ただし、連携して事業を実施する場合は7者を上限とし、補助限度額は700万円とする。	10万円

※1,000円未満切捨て

事業実施期間

令和4年2月28日まで（令和4年2月28日までに経費の支払いが必要です。）

※補助金交付決定後に事業を実施してください。

申請書類

申請書類については、下記いずれかの方法で入手してください。

- ①市ホームページから印刷またはダウンロード
- ②市役所3階観光商工課または西土佐総合支所産業建設課

詳しくはこちらまで
お問合せください。

【お問合せ先】

（本庁）観光商工課 商工・雇用対策係 TEL 34-1126
（西土佐総合支所）産業建設課 産業振興係 TEL 52-1113